

第2章
基本理念と基本目標

第2章 基本理念と基本目標

1 基本理念

本計画では、次の基本理念を掲げ施策を推進します。

基本理念
一人ひとりの人権が尊重され、
男女が共に可能性にチャレンジできる社会の実現

2 基本目標

基本理念に基づき、次の3つの基本目標を掲げ、施策を展開していきます。

- 基本目標**
- 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 - 2 あらゆる分野での男女共同参画を進める環境づくり
 - 3 誰もが健やかで安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けて法的な整備は進みつつありますが、地域社会や家庭内には、性別による固定的な役割分担意識が依然として残っており、男女の自由な活動の選択を妨げる要因ともなっています。

また、配偶者等からのドメスティック・バイオレンス※7(以下「DV」という。)、や社会におけるセクシャル・ハラスメント※8、性犯罪、売買春、ストーカー行為※9などの女性に対する暴力も後を絶ちません。

特にDVは、家庭内で行われるため発見が困難であることや、社会の理解が不十分で個人的な問題として捉えられやすく、潜在化しやすい傾向がありました。内閣府の調査では若い世代における交際相手からの暴力(デートDV)も問題になっています。

※7 ドメスティック・バイオレンス(DV)：同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・子・兄弟・親戚などの家族から受ける身体的・精神的・性的暴力、虐待のことである。これまでには、私的なこととして扱う風潮の影に阻まれ、表面化されにくかったが今日では女性や子どもの人権問題として解決すべき重要な社会問題として認識されるようになりました。

※8 セクシュアル・ハラスメント：主として職場を中心として行われる性的いやがらせ。相手の意に反した性的な言動をしたり、それへの対応によって仕事をする上での一定の不利益を与えること。性的関係の強要に対する拒否の代償として解雇や昇進差別等を加える「対価型」、性的言動を繰り返したりして相手に不快感を与えるなどの「環境型」などがあります。

※9 ストーカー行為：特定の他者に対して執拗につきまとう行為を言います。

男女が個人として尊重され、あらゆる分野で差別や偏見による不公平な扱いや性に起因する暴力を受けることのないよう、家庭や地域、学校などの様々な学習の場を通じて意識の啓発を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

基本目標 2 あらゆる分野での男女共同参画を進める環境づくり

女性の社会進出は一定程度進んできていますが、行政や企業等の政策・方針を決定する場には、依然として女性は少なく、男女のバランスを欠いているのが現状です。

男女が、同じ社会の構成員として、共に利益を得ながら責任を担うには、女性がさらに様々な分野の政策や方針等の立案及び決定に積極的にかかわることが重要です。

それには、町が率先して各種審議会等における女性委員の割合を高めるなどの取組を進めることにより、女性の町や社会への関心を促し、地域、各種団体、事業所等あらゆる場所や分野における政策・方針を決定する場に女性の参画が拡大していくことを目指します。

基本目標 3 誰もが健やかで安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり

常に健康を保持し、快適な社会生活を送ることは、多くの人が望むところです。なお、女性の健康は、妊娠や出産等により大きな影響を受けることから、あらゆる人に女性の健康と権利が守られるような意識の啓発を図る必要があります。

男女が互いの身体の特性を理解し合い、人権を尊重しつつ相手を思いやる意識づくりを進めるため、女性の自己決定権が尊重されるよう、「性と生殖に関する健康・権利」の考え方の普及に努めます。

3 施策の体系

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

(1) 男女共同参画に関する意識啓発の推進

- ① 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進
- ② 性別による固定的役割分担意識の解消
- ③ 各種相談事業の実施
- ④ 人権を尊重するための意識啓発と情報提供

(2) 男女共同参画を育む男女平等の教育、学習の推進

- ① 学校教育における男女平等教育の推進
- ② 生涯学習における男女共同参画の推進
- ③ 家庭教育における男女共同参画の推進

(3) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護（DV防止基本計画）

- ① 暴力の防止に向けた意識啓発
- ② 相談体制の充実
- ③ 暴力被害者の保護と支援
- ④ 多様な自立に関する支援の提供

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画を進める環境づくり

(1) 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画

- ① 審議会等における女性の割合の向上
- ② 男女の人材発掘・リーダー等の育成

(2) 男女の家庭生活と地域活動との両立支援

- ① 地域における子育て支援の充実
- ② 男女が共に支える介護支援の充実
- ③ 家庭生活における男女共同参画の推進
- ④ 地域活動における男女共同参画の推進

(3) 働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進法に基づく推進計画）

- ① 職場における男女平等の促進
- ② 女性のチャレンジ支援と能力開発
- ③ 農林業、商工業における男女共同参画の推進
- ④ 事業所に対する啓発

(4) 国際理解の推進

- └ ① 国際理解の推進
- └ ② 外国人への支援の充実

基本目標3 誰もが健やかで安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり

(1) 生涯を通じた健康支援の推進

- └ ① 健康増進事業の推進
- └ ② 母子保健事業の充実
- └ ③ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※10に関する意識啓発
- └ ④ 健康づくりの推進
- └ ⑤ 食育の推進

(2) 安心して暮らせる生活への支援

- └ ① 高齢者支援の充実
- └ ② 障がい者（児）やひとり親家庭の福祉の充実
- └ ③ 防犯体制の整備
- └ ④ 防災体制の整備

※10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。リプロダクティブ・ヘルスは人間の生殖システム及びその機能と活動過程のすべての側面において、身体的、精神的、社会的に良好な状態をいい、リプロダクティブ・ライツは、子どもをいつ何人産むか、また産まないかなどを決定する権利を言います。女性の生命の安全や健康を重視する観点から、妊娠、出産、中絶、避妊、情報取得、医療受診などの権利を女性に認めようとする考え方です。